
石狩市水道事業中期経営計画(案)

(平成25年度～平成28年度)

平成25年 月

石狩市建設水道部水道室

目 次

1	中期経営計画策定の趣旨	1
	(1) 計画の位置付けと期間	
2	事業の現状と課題に対する基本的な方針	2
	(1) 水道事業の概要	
	(2) 水道事業の課題に対する基本的な方針	
3	経営効率化の推進	7
	(1) これまでの取り組み	
	(2) 企業債借入額の抑制	
	(3) 職員数の削減	
	(4) その他の取り組み	
4	事業計画	11
	(1) 老朽化に伴う管路・施設の更新と耐震化	
	(2) 水源の変更に伴う廃止施設の処分	
5	財政収支の見通しと経営の健全化	13
	(1) 給水収益の見込み（料金改定の効果）	
	(2) 不足する財源への手当て	
	(3) 地方公営企業会計制度の見直しと収支への影響	
	(4) 収益的収支と資本的収支の見込み	
	(5) 経営の点検と定期的な料金水準の見直し	
	(6) サービス向上の取り組み	

石狩市水道事業中期経営計画

(平成25年度～平成28年度)

1 中期経営計画策定の趣旨

石狩市では、市民や事業者の皆さまへ安全かつ満足頂ける水道水を安定して供給し、なおかつ健全なる水道事業経営の実現を目指すため、長期的な視点をもった地域水道ビジョンである『石狩市水道ビジョン』（以下「本ビジョン」という。）を平成18年8月に策定しました。

本ビジョンでは、本市の水道事業を取り巻く環境の総合分析を行い、その上で概ね50年先を見定めたあるべき姿をイメージした経営戦略を検討し、長期的な方向性を設定するとともに、その施策推進のための基本的な考え方を、10年程度のタイムスパンで整理し、でき得る限り具体的に、その目標と実現方策を掲げています。

水道事業中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）は、この方策に基づき、「市民のための水道（市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道）」を実現させるため、経営の取り組みや、財政収支の見通しなどを明らかにする目的で策定するものであり、平成20年度に第1期（平成21～24年度）の計画を策定しています。

（1）計画の位置付けと期間

①計画の位置付け

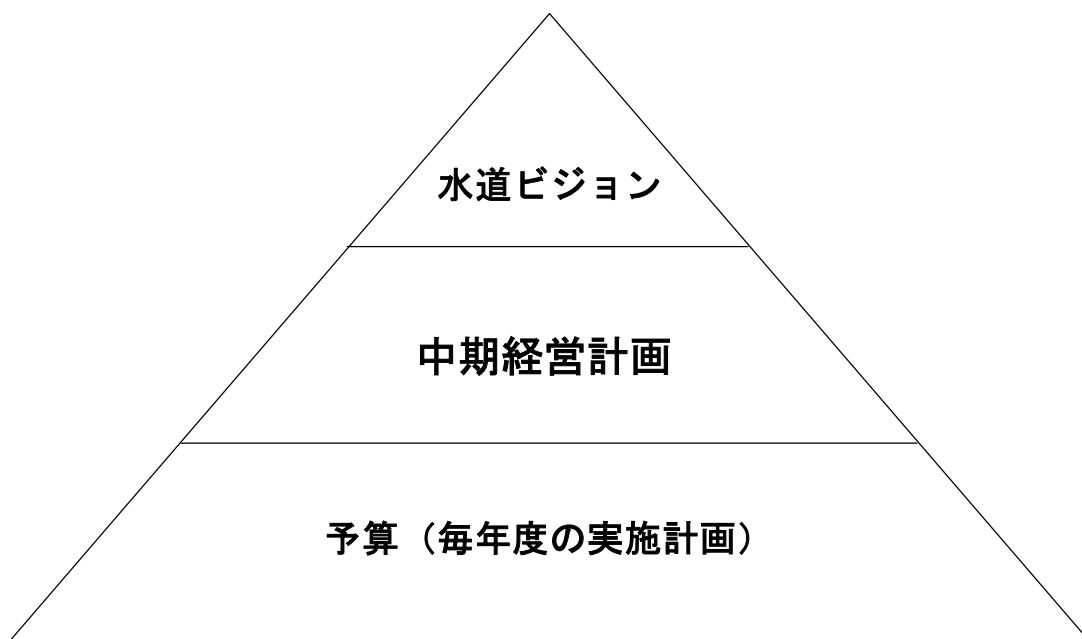
中期経営計画は、図－1のとおり、本ビジョンの基本理念を新しい時代の中において実現させるための計画であり、この計画を踏まえ、毎年度の予算（毎年度の実施計画）が立てられます。

②計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

◎策定期間を4年間とする理由

本市水道事業は、住宅地という人口構造の影響を受ける要素のほかに、新港地域という景気の動向に左右される要素もあるため、これらの動向を水道経営に適時反映していくため、計画期間を長期とせず4年間としています。



図－1 中期経営計画の位置付け

2 事業の現状と課題に対する基本的な方針

本市水道事業は、少子高齢化社会への対応、事務の効率化や施設の管理体制の強化を図るため、平成22年4月に厚田区及び浜益区の簡易水道事業を旧石狩市域の水道事業に統合しました。

また、旧石狩市域においては、平成25年度の石狩西部広域水道企業団（以下「西部企業団」という。）からの用水供給開始により、事業創設以来の課題であった、地下水に代わる恒久水源の確保が実現します。

しかし、その一方で、水道事業は、少子高齢化社会の進展や長引く経済・雇用状況の低迷といった、かつて経験したことのない社会情勢の中にあり、これまでのように水需要が自然に増加することは期待できません。

しかも、水道施設の老朽化も進んでおり、それらの更新や耐震化のための費用が、なお一層必要な状況にあります。

こうした背景のもと、水道事業は大きな転換期を迎えています。

(1) 水道事業の概要

石狩市における水道事業の概要については、表－1のとおりとなっています。

表－1 石狩市水道事業の概要（平成23年度末現在）

区分	項目	単位	水道事業	うち旧石狩市	うち厚田区	うち浜益区
人口・水量等	給水人口	人	60,209	56,751	1,841	1,617
	給水戸数 (休止を含む)	戸	26,390	24,008	1,162	1,220
	配水量(A)	m ³ /年	5,688,428	5,100,488	303,290	284,650
	有効水量(B) ^{※1}	m ³ /年	5,292,317	4,823,841	273,463	195,013
	有効率(B/A) ^{※2}	%	93.0	94.6	90.2	68.5
施設等	導水管延長	m	35,824	21,728	7,693	6,403
	送水管延長	m	8,012	0	6,740	1,272
	配水管延長	m	685,002	561,790	77,992	45,220
	浄配水場数	箇所	27	12	10	5
	水源			・地下水 (井戸20箇所) ・札幌分水	河川水 ほろない (幌内川)	河川水 くまべつ (群別川、滝ノ 沢川、小川)
	分水量 (札幌市より)	m ³ /年	883,191	883,191		
会計に関する事項	給水収益(税抜)	千円/年	1,269,059	1,161,065	70,861	37,133
	減価償却費	千円/年	442,910	354,068	52,515	36,327
	企業債償還金	千円/年	607,928	450,177	99,949	57,802
	うち利子償還金	千円/年	169,871	139,672	16,207	13,992
	うち元金償還金	千円/年	438,057	310,505	83,742	43,810
	企業債残高	千円	7,723,627	6,205,805	751,334	766,488

※1 有効水量とは、水道施設や給水装置から給水される水量（配水量）のうち、有効に使われた（漏水量を除いた）水量のことを言います。

※2 有効率とは、配水量に占める※1の割合のことを言います。

(2) 水道事業の課題に対する基本的な方針

①水源の変更

現在、旧石狩市域では、地下水を主な水源としていますが、水量が不足しているため、隣接する札幌市から必要な水量の2割程度を購入しています。

また、地下水は、汲み上げ過ぎによる地盤沈下や海水の浸透による塩水化の恐れがあることから、これに代わる恒久水源を確保すべく、平成4年度に、当別ダムを水源として用水供給事業を行う西部企業団に参画しました。

当別ダムや西部企業団の浄水場施設は、平成24年度中に完成し、翌25年度から水道用水を受水することとなりますが、本市において、これほど大規模な水の入替え作業は過去に例がないことから、事故のないよう、入替えするエリアや作業工程などを詳細に定めた計画に基づき、慎重に作業を行います。

②施設の老朽化

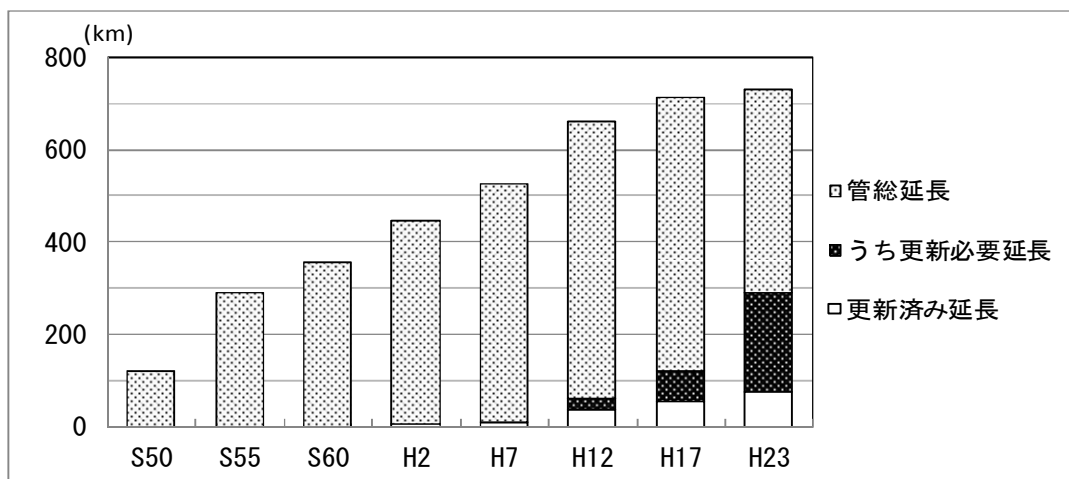
本市の水道事業は、古くは昭和30年代から供用を開始しており、施設の老朽化が進んでいます。老朽化した施設を放置しておく、大規模な漏水事故に繋がり、広範囲な断水になる恐れがあります。

これまでは、漏水事故が頻繁に発生していた花川南地区などの老朽管を平成8年度から24年度までの間、計画的に更新してきました。(グラフー1参照)

また、浜益区においては、老朽化の進んでいた浜益浄水場を平成22年度に大規模改修しています。

今後は、水道施設の更新需要が増加するため、平成22年度に策定した「石狩市水道施設更新計画」に基づき、市内各地域の施設や老朽管の更新及び耐震化を行います。

グラフー1 水道管の整備延長



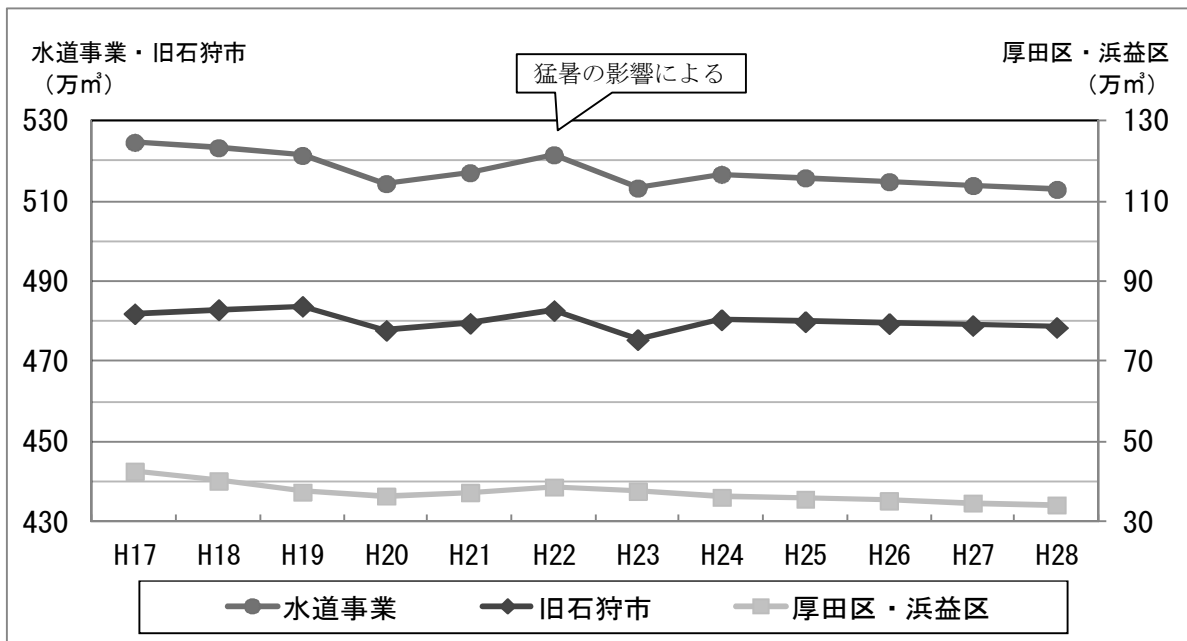
③伸び悩む水需要

本市の水需要は、事業創設から近年まで、市街地の整備に伴う人口の増加や石狩湾新港地域への企業の進出などに支えられて、年々増加してきました。

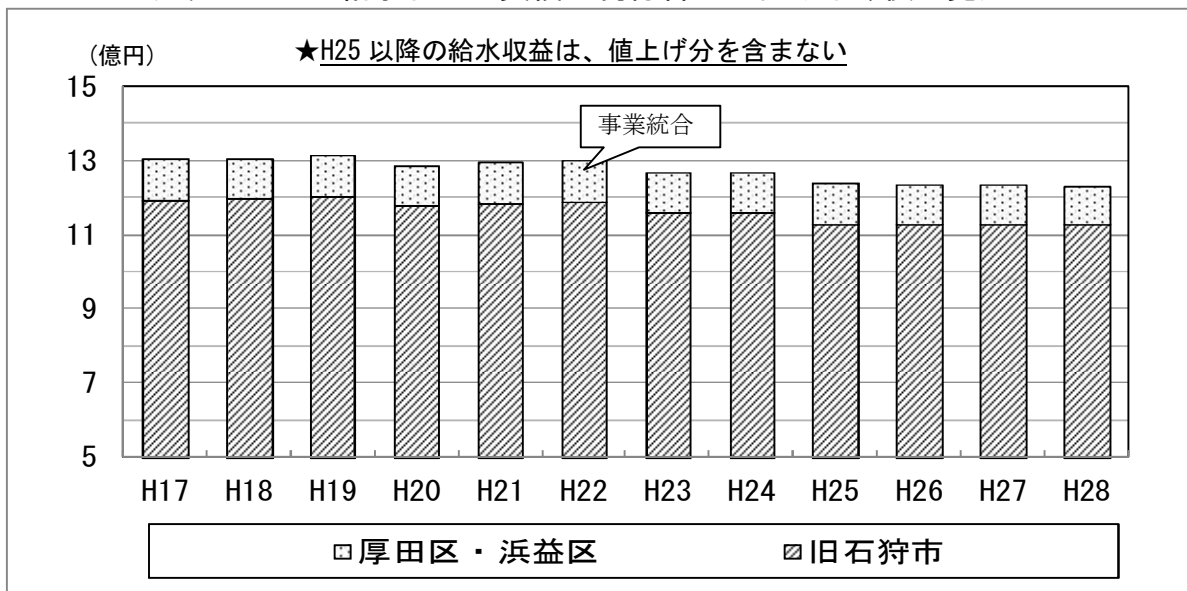
しかしながら近年は、少子高齢化の進展やライフスタイルの変化に加え、長引く経済・雇用状況の低迷などにより水需要が減少傾向にあり、それに伴い、給水収益も同様に減少傾向となっており、今後もこうした傾向は続くものと考えられます。（グラフー2、3参照）

この対策のひとつとして、給水区域内における水道未使用の世帯に対し、聴き取り調査や水道使用への働きかけを行います。

グラフー2 水需要の実績と今後の見込み



グラフー3 給水収益の実績と現行料金における今後の見込み



④ 厳しい経営状況

本市水道事業の経営状況は、給水収益が減少傾向にある一方で、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、厚田区及び浜益区の簡易水道事業を平成22年度に統合したことに伴う減価償却費や支払利息等の増加により、平成22、23年度は連続して赤字決算となっており、平成24年度の当初予算においても1億円を超える赤字が見込まれています。（グラフー4参照）

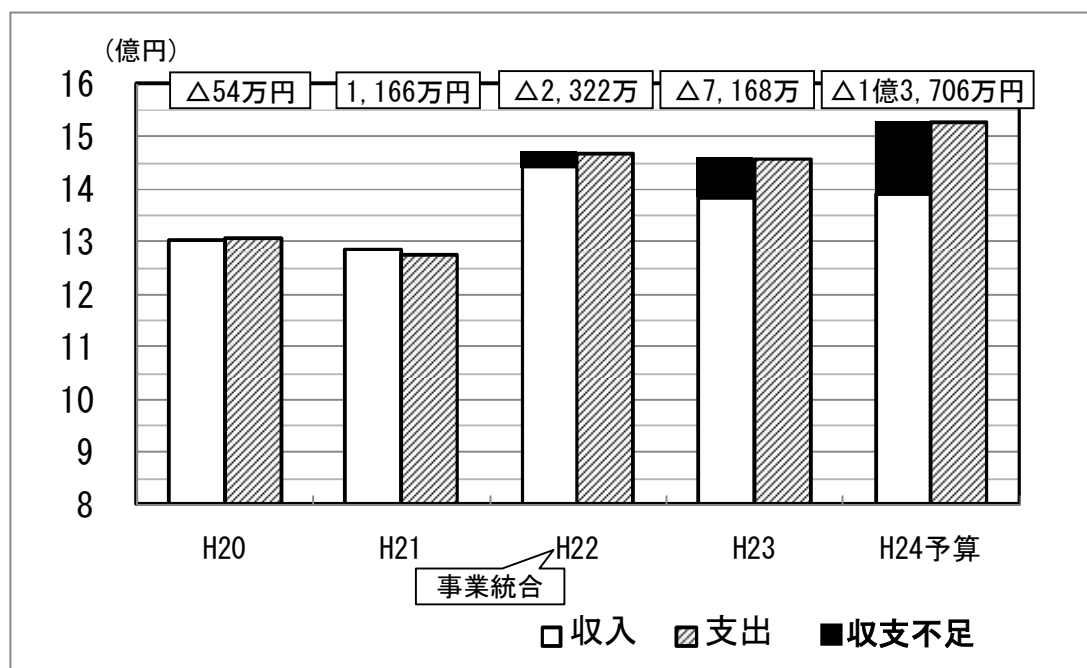
さらに、平成25年度以降は、西部企業団からの用水受水に係る費用が新たに発生するほか、老朽化施設の更新に伴う費用も必要となり、経営はさらに厳しさを増していきます。

水道事業は、これまでも単年度において赤字決算となったことがありますが、経費節減の努力に加え給水収益が増加傾向にあったことから、継続して赤字決算となることはありませんでした。

しかしながら今後は、給水収益の大幅な増加は期待できず、経費の節減だけでは赤字体質の改善が難しい状況にあります。

このため、さらなる経営効率化の推進と、料金の見直しによる財政基盤の強化を行います。

グラフー4 収益的収支の現状



3 経営効率化の推進

(1) これまでの取り組み

水道事業は、平成18年度策定の水道ビジョン及び前・中期経営計画（H21-24）に基づき、経営基盤の強化に向けて下記の取り組みを行い、これまでに約5億円の経費節減を図ってきました。

- ①施設規模や工事手法の適正化・・・・・・・・約2億円の削減
- ②繰上償還制度による支払利息の軽減・・・・約1億円の削減
- ③民間活力の積極的な導入・・・・・・・・約1億円の削減
- ④事務の効率化・・・・・・・・約1億円の削減

これまでは、上記の取り組みにより一定の効果を上げていますが、経営基盤強化のため、今後も経費の節減に取り組めます。

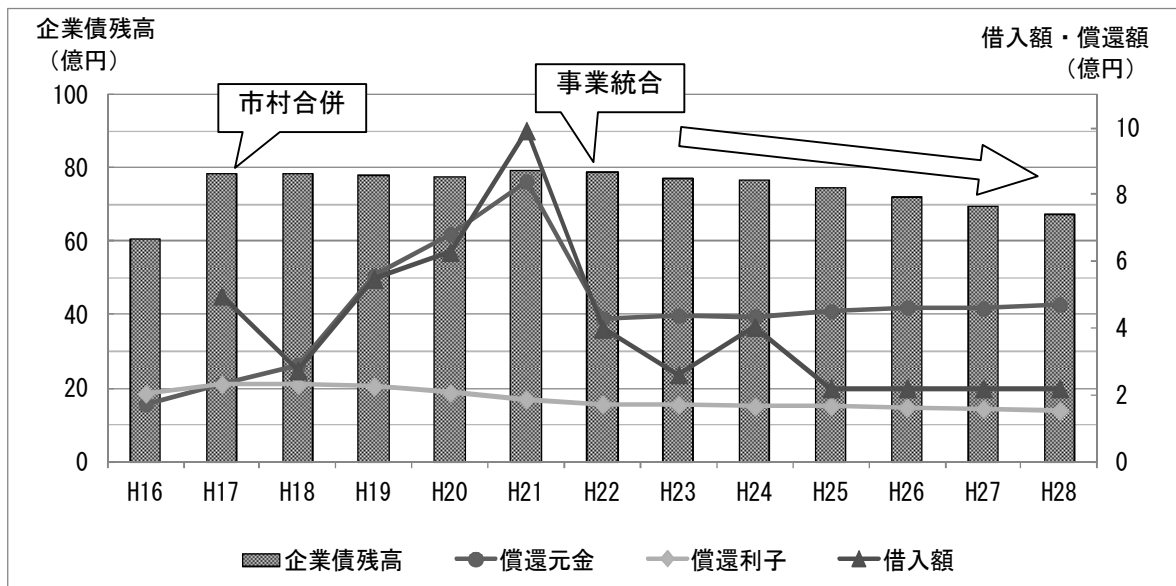
(2) 企業債借入額の抑制

本市水道事業は、昭和30年代からの事業開始以来、昭和50年代から60年代にかけての急激な人口増加や、平成17年の厚田村及び浜益村との市村合併など、まちの発展とともに給水区域が拡大したことに伴い、水道施設の建設を進めてきましたが、その建設費用に必要なお金の多くを企業債によって賄ってきました。

今後も、老朽化した配水管や配水場などの施設は順次更新する必要があり、多額の資金が必要となることから、その一部を企業債で賄う必要があります。しかし、この企業債は借金であるため、利子を付けて返済しなければなりません。このため、借りにあたっては、将来の世代に過度な負担とならないよう、計画的に行う必要があります。

グラフー5のとおり、平成23年度末の企業債残高はおよそ77億円であり、今後の償還額は毎年4億5,000万円程度が見込まれています。こうしたことから、管路更新計画に定める必要な費用のうち、その借入額を年間2億2,000万円以内に抑え、企業債残高を減らすとともに、毎年の償還額を抑制するよう努めていきます。

グラフー5 企業債の見通し



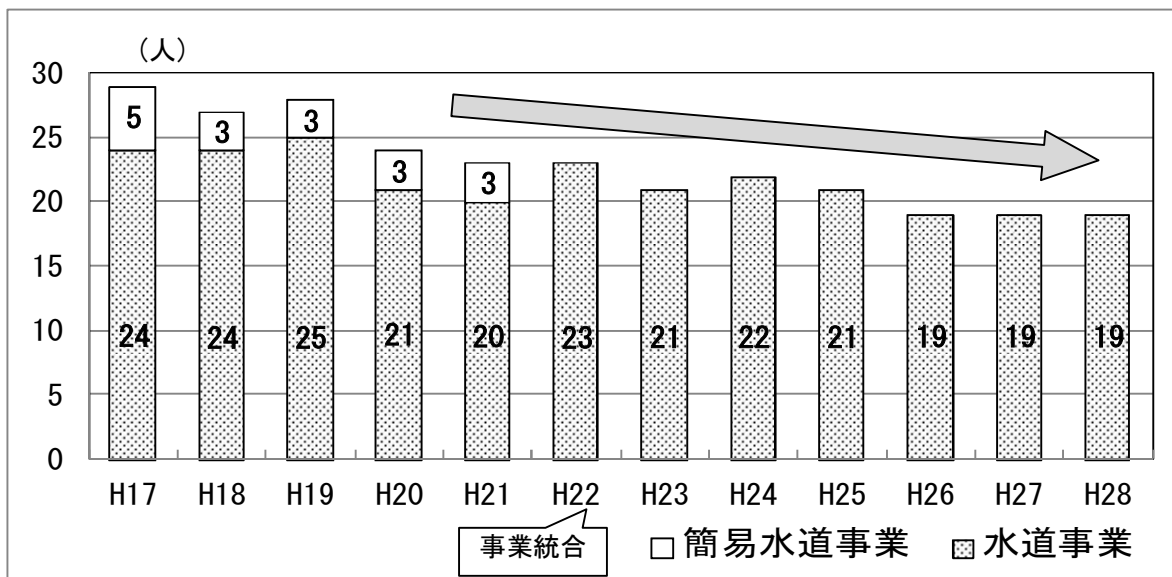
(3) 職員数の削減

市全体での職員数削減の取り組みに伴い、水道事業においても事業の効率化に取り組む中で、事業運営に必要な技術力を官民連携などによって確保しつつ、職員数の削減を行うこととしています。

本市水道事業は、これまで簡易水道事業との一体的な管理や第三者委託制度の導入に伴い職員数を削減してきましたが、今後は、平成25年度の西部企業団からの用水受水を機に参事職（技術職員）1名を削減し、平成26年度には、更に技術職員及び事務職員を各1名ずつ削減します。

これにより、計画期間合計では、約8,000万円の人件費削減を見込んでいます。
(グラフー6 参照)

グラフー6 職員数の推移



(4) その他の取り組み

①水道施設の更新における資材費の低コスト化

平成25年度から実施する老朽管の更新においては、地域の特性に応じて資材費及び施工費がより安価なポリエチレン管を採用します。

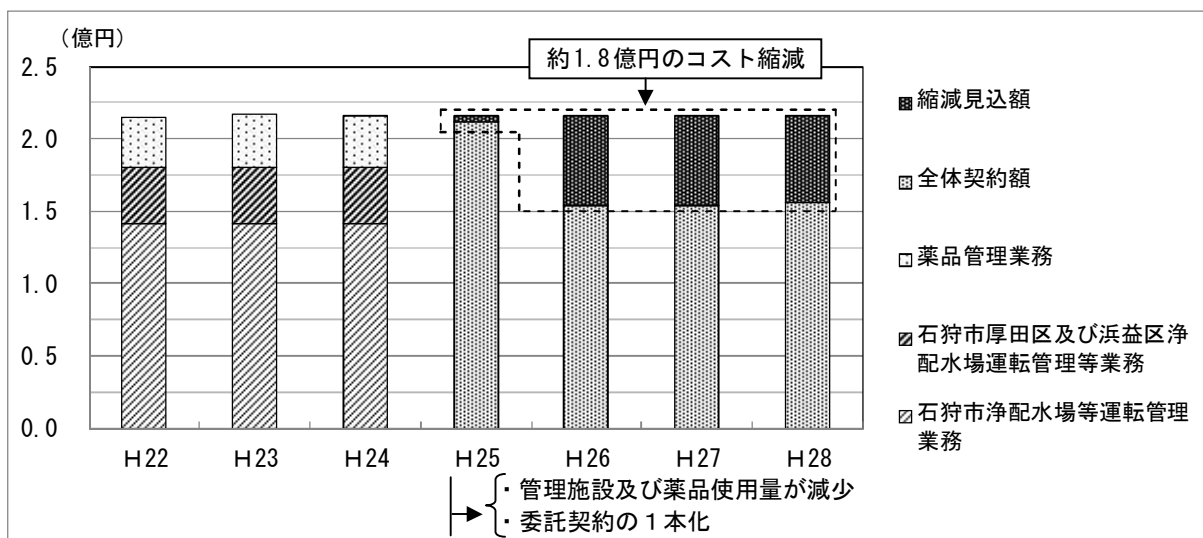
これにより、計画期間合計では、約2,000万円程度の事業費抑制効果を見込んでいます。

②施設の運転管理業務契約の見直し等

現在、旧石狩市域で委託している『石狩市浄配水場施設運転管理等業務』及び『薬品管理業務』については、平成25年4月からの西部企業団の用水受水に伴い、管理する施設数や薬品の使用量が減少することから、コストの縮減が見込まれます。また、これらの契約と厚田区及び浜益区において委託している『石狩市厚田区及び浜益区浄配水場等運転管理業務』の契約を1本化することにより、更なるコストの縮減を図ります。

これにより、過去3年の平均額に比較して、計画期間合計では約1億8,000万円のコスト縮減を見込んでいます。（グラフー7参照）

グラフー7 施設の運転管理業務契約見直し等によるコストの縮減



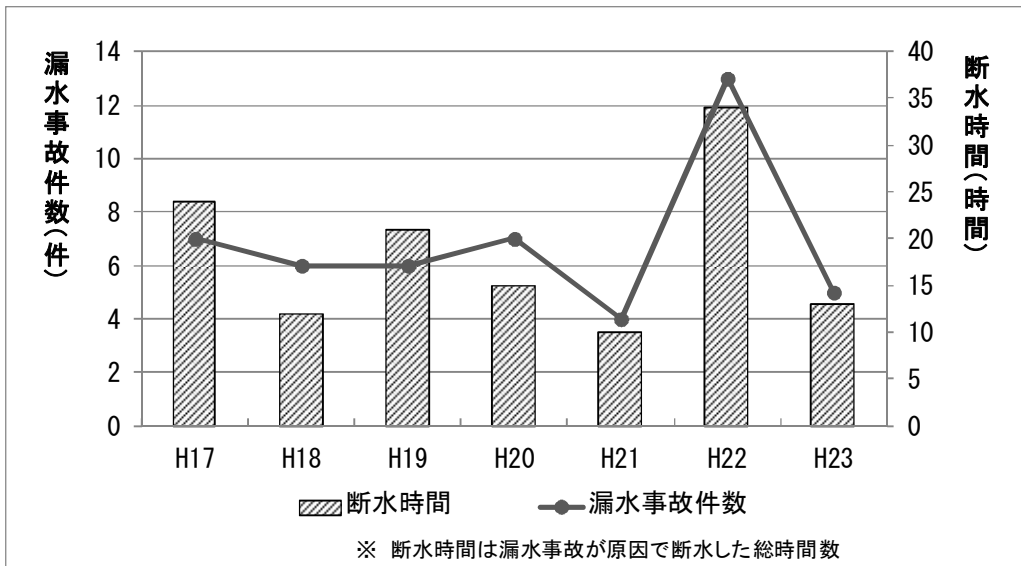
③有効率の向上（漏水箇所の特定と復旧）

本市の水道施設は、事業開始から相当の年数が経過していることから、グラフー8のとおり度々漏水事故が発生しています。漏水を放置しておく、本来市民の皆さまに届けるべき貴重な水が無駄になるだけでなく、水をつくった費用も無駄になってしまいます。また、突発的な漏水事故の復旧の際には、周辺

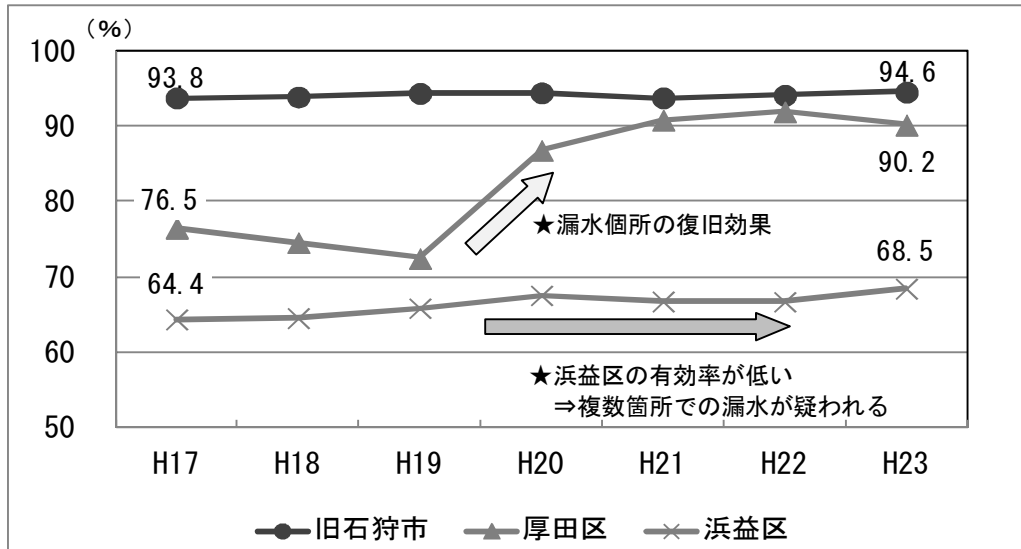
世帯の断水が必要となり、市民の皆さまにご不便をおかけする場合があります。

このことから、本市では、浄水場や配水場から送り出している水量の変化を注意深く監視し、漏水の疑いがある場合には、これまで同様速やかに調査を行い、漏水箇所を復旧します。特に、有効率の低い浜益区については、今後重点的に漏水調査と復旧を行います。（グラフー 9 参照）

グラフー 8 漏水事故件数と断水時間



グラフー 9 有効率の推移



4 事業計画

(1) 老朽化に伴う管路・施設の更新と耐震化

平成25年度以降の施設更新事業については、「石狩市水道施設更新計画」に基づき、毎年3億2,000万円を投じて、管路更新、施設更新及び耐震化を実施します。

本計画期間の事業計画、事業費及び財源の内訳については、表-2、表-3に示すとおりです。

表-2 水道施設更新・耐震化の事業計画

名 称	H25	H26	H27	H28
管路更新	●花畔地区 ●花川北地区 ●厚田区 6,160m	●花畔地区 ●花川北地区 4,180m	●花川北地区 3,500m	●花川北地区 3,400m
施設更新	●花川北配水場 配水ポンプ設備 ●濃昼浄水場 自家発電設備 ●厚田浄水場 フェンス	●花川北配水場 配水ポンプ設備 ●浜益浄水場 フェンス	●花川北配水場 受変電設備 ●濃昼浄水場 フェンス	●花川北配水場 受変電設備 ●発足配水池 フェンス
耐震化	●花川北配水場 耐震化実施設計 ●厚田浄水場 耐震診断 ●浜益浄水場 耐震診断	●花川北配水場 配水池耐震化補強 ●厚田浄水場 耐震化実施設計	●厚田浄水場 耐震化補強 ●浜益浄水場 耐震化実施設計	●浜益浄水場 耐震化補強

表-3 水道施設更新・耐震化の事業費及び財源内訳 (単位：千円)

名 称		H25	H26	H27	H28
事業費	管路更新	126,450	114,880	142,710	139,940
	施設更新	170,200	164,800	78,800	80,100
	耐震化	23,350	40,320	98,490	99,960
	小 計	320,000	320,000	320,000	320,000
	事務費等	270	1,500	3,900	3,900
合 計		320,270	321,500	323,900	323,900
財源	国庫補助金	1,840	13,940	34,130	34,620
	企業債	220,000	220,000	220,000	220,000
	その他	98,480	87,560	69,770	69,280
	合 計	320,270	321,500	323,900	323,900

(2) 水源の変更に伴う廃止施設の処分

当別ダムを水源とする西部企業団の水道用水受水に伴い、これまで地下水を汲み上げていた井戸や、地下水を浄水処理するための浄水場（表－４）が不要となります。これらの廃止施設については、建物や機械設備の撤去等に多額の費用が必要となる見込みであることから、収支に大きな影響を与えない範囲で民間や市への売却などを含めて処分方法を検討します。

《浄水場施設》

浄水場施設のうち、樽川浄水場については、放課後児童施設として再利用するため、平成25年度中に市へ売却することが決定しています。

その他の施設については、出来る限り有効活用を図ることとし、市における再利用も含めて、今後、処分方法を検討します。

表－４ 水源変更に伴い廃止する浄水場施設

	施設名称	所在地	敷地面積	廃止後の処分等
1	花川南浄水場	花川南4条3丁目1番地	2,831.30㎡	未定
2	花畔市街浄水場	花川北6条5丁目12番地	2,022.00㎡	未定
3	樽川浄水場	樽川6条2丁目602番地	2,269.12㎡	H25年度中に売却予定
4	緑苑台浄水場	緑苑台西1条3丁目1番地	2,083.64㎡	未定
5	本町八幡浄水場	親船町75番地2	1,436.00㎡	未定
6	新港南浄水場	新港南1丁目41番地6	550.00㎡	未定
7	緑ヶ原浄水場	緑ヶ原1丁目144番地、154番地	983.00㎡	未定
8	新港中央浄水場	新港中央1丁目204番地	2,760.00㎡	配水場施設の一部として使用

《井戸施設》

井戸については、市内20箇所に設置されていますが、このうち借地に設置している4本については、揚水の必要が無くなった時点で撤去して、土地を地権者に返還します。

また、公園内や市の所有地に設置されている井戸については、当面は残すこととしていますが、住宅地に設置されている井戸については、撤去に要する費用と土地の売却代金のバランスを見定めながら、できるだけ早い時期に処分できるよう検討します。

5 財政収支の見通しと経営の健全化

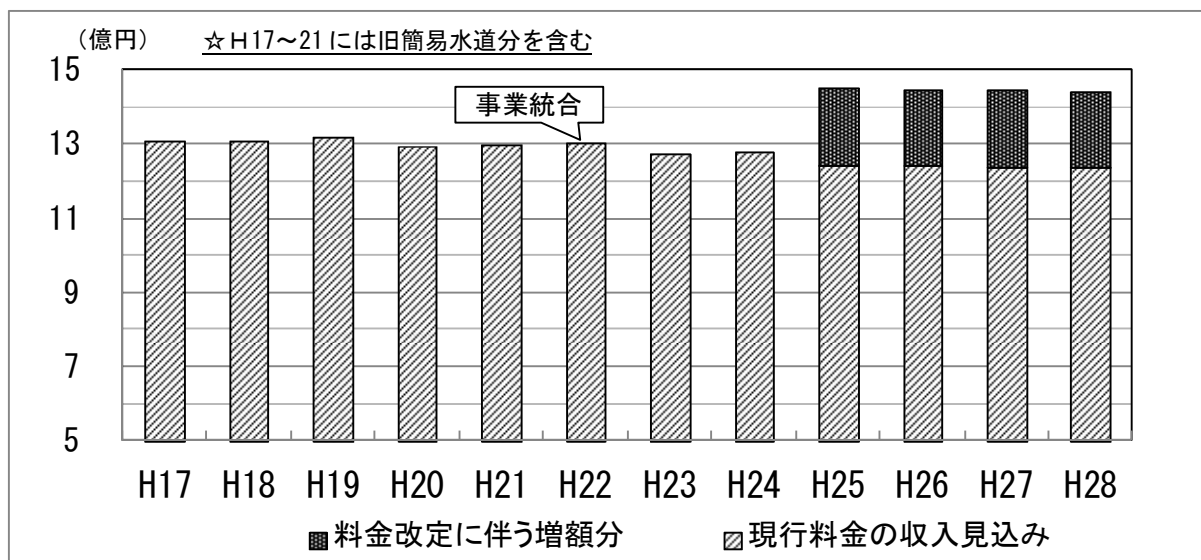
(1) 給水収益の見込み（料金改定の効果）

本市の水道料金収入は、社会・経済情勢の影響による水需要の鈍化に伴い、減少傾向にあります。

こうした状況下において、今後の健全な水道事業経営を目指すため、平成25年3月使用分（4月請求分）から水道料金を平均16.7%値上げします。

このことにより、本計画期間内における料金収入は、合計で約8億円程度の増加を見込んでいます。（グラフー10参照）

グラフー10 給水収益の実績と今後の見込み



(2) 不足する財源への手当て

本計画期間においては、料金の値上げによる増収分だけでは収支不足を補うことができないため、次の財源を充てることとします。

①高料金対策繰入金

平成25年4月からの西部企業団用水の受水開始に伴い、受水費が大幅に増加することから、国が定める一般会計からの繰出し基準、「上水道の高料金対策に要する経費」について繰り入れを受けます。

しかしながら、国の基準では、繰り入れの時期は平成27年度からとなり、その間、大きな収支不足が生じてしまうことから、市独自の追加支援として、これを2年前倒しして繰り入れを受けます。（表ー5参照）

表－５ 高料金対策繰入金

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	合計
繰入額	160,000	160,000	160,000	160,000	640,000
適用	追加支援分		繰出基準分		

②施設売却収入

平成25年度で廃止となる樽川浄水場を市へ売却することとし、その売却収入(税込み1億6,800万円)を本計画期間内の特別利益として計上します。

③利益積立金

水道事業が赤字のために蓄えている貯金(利益積立金)を本計画期間内の収支不足に充てます。

利益積立金の平成24年度末残高は、約2億3,000万円の見込みであり、これを収支不足額に充てることで、赤字が累積しないよう毎年度処理します。

(3) 地方公営企業会計制度の見直しと収支への影響

地方公営企業会計制度が、昭和41年以来、約46年ぶりに大幅に改正され、平成26年度の予算及び決算から適用されます。

水道事業会計の収支に関する主な改正点は、以下の4点です。

①補助金等により取得した固定資産の償却制度等

本市水道事業は、これまで、所有する固定資産の減価償却について、料金原価を下げるために「みなし償却制度」^{※3}を採用し、国庫補助金等で取得した固定資産や受贈財産(無償取得)については、減価償却を行ってきませんでした。今回の制度改正に伴い、取得した際の財源に関わりなく、全てを減価償却しなければなりません。

このため、毎年度の減価償却費は増加しますが、その一方で、固定資産の取得に充てた国庫補助金等は、制度改正により『長期前受金』として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することとなりますので、収支に影響はないものと見込んでいます。(表－6参照)

表－6 現行制度と新制度の減価償却費の比較 (単位：千円)

	H25	H26	H27	H28
現行制度	484,607	489,193	488,189	490,329
新制度	—	655,087	646,232	636,603
増加額 ^{※4}	—	165,894	158,043	146,274

※3 地方公営企業法施行規則より抜粋

地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下『補助金等』という。）をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、第1項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。

※4 新制度移行に伴い増加する減価償却費については、国庫補助金等を「長期前受金」として負債に計上した上で、その見合い分を順次収益化することで、収支には影響が出ない見込み。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、水道事業に従事する職員への退職手当の支給に備えて事業の年度末に繰り入れる引当金のことを指しますが、本市は、北海道市町村職員退職手当組合に加入し、毎年度同組合に負担金を納付することで、退職手当の支給に必要な額を積み立てしており、支給自体も同組合が直接行っています。

ただし、特別加算分など、負担金の納付額を超える支給がなされた場合には、3年に一度行われる負担金の精算時に『追加負担金』として納付する仕組みになっています。

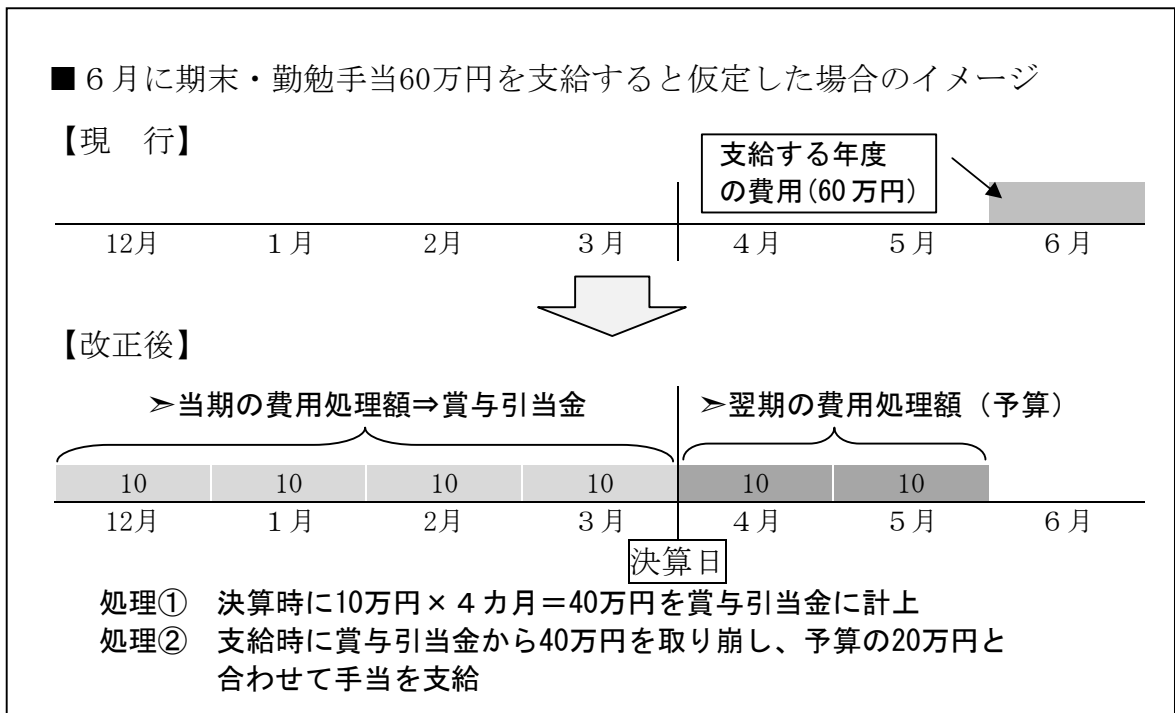
このことから、退職手当の支給に要する総額を水道事業で醸成する必要はないものと考えますが、追加負担金については、今後も発生する可能性があることから、過去の実績を踏まえて500万円程度を醸成することとし、平成26、27年度の2年間で250万円ずつ引き当てます。

③賞与引当金

賞与引当金は、水道事業に従事する職員に支給する期末手当及び勤勉手当について、手当の対象期間が年度をまたぐ場合に、支給する年度の前年度相当分を前年度中に予算経理して引き当てるものです。

本市の手当支給の対象期間は、6月支給分が12月2日から翌6月1日、12月支給分が6月2日から12月1日までとなっており、賞与引当金として計上

する対象期間は、6月の支給に係る12月2日から年度末の3月31日までの間となります。



移行初年度においては、移行前年度の12月から翌3月分を引当金として計上していないため、その未計上分を手当として特別損失に計上する必要があります。

④貸倒引当金

未収となっている水道料金のうち、今後、回収することが不可能であると見込まれる額について、貸倒引当金として計上します。

貸倒引当金は、未収となっている水道料金の総額（債権金額）に過去の不納欠損の実績値をもとに推計した割合を乗じて算定し、その額を毎年の予算に貸倒引当金繰入額として計上して年度末に貸倒引当金に繰り入れます。

予算計上する科目は、これまでの特別損失から営業費用に変更となり、經常収支に影響を与えることとなります。

(4) 収益的収支と資本的収支の見込み

表－7 財政収支見込

(単位：百万円)

区 分		H25	H26	H27	H28		
収益的 収支	収入	営業収益					
		給水収益	1,445	1,443	1,440	1,438	
		その他営業収益	82	82	82	82	
		小計	1,527	1,525	1,522	1,520	
		営業外収益					
		一般会計補助金	189	190	188	186	
	長期前受金戻入	0	166	158	146		
	その他収入	4	1	1	1		
	小計	193	357	347	333		
	その他収入	163	1	1	1		
	うち固定資産売却収入	163	0	0	0		
	合計	1,883	1,883	1,870	1,854		
	支出	営業費用	職員人件費	126	108	108	108
			委託料	324	267	268	275
			修繕費	58	57	57	57
受水費			640	643	647	649	
減価償却費			487	655	646	637	
その他営業費用			43	65	66	63	
小計		1,678	1,795	1,792	1,789		
営業外費用							
支払利息		166	162	158	153		
その他費用		1	1	1	1		
小計	167	163	159	154			
その他支出	15	7	1	1			
合計	1,860	1,965	1,952	1,944			
収支差引		23	△82	△82	△90		
利益積立金残高		253	171	89	0		
繰越欠損金		-	-	-	1		
資本的 収支	収入	国庫補助金	2	42	43	33	
		企業債	220	220	220	220	
		出資金	126	151	134	114	
		補助金	5	5	5	5	
		負担金	8	7	7	7	
	合計	361	425	409	379		
	支出	建設改良費	413	408	408	408	
		うち職員人件費	71	71	71	71	
		企業債償還金	451	462	459	471	
		その他支出	1	1	1	1	
合計	865	871	868	880			
収支差引		△504	△446	△459	△501		
当該年度充当補填財源		504	446	459	501		
補填財源残高		423	484	531	539		
企業債現在高		7,462	7,220	6,981	6,731		

◆H25は予算額を計上することから、今後、微増・微減となる可能性があります。

表一 7 に示したとおり、本計画期間においては、料金の値上げによる増収分や高料金対策繰入金、施設の売却収入を計上していますが、平成26年度以降、毎年収支不足が見込まれ、これを補填する利益積立金については、平成28年度末までに全額取り崩す見通しとなっています。

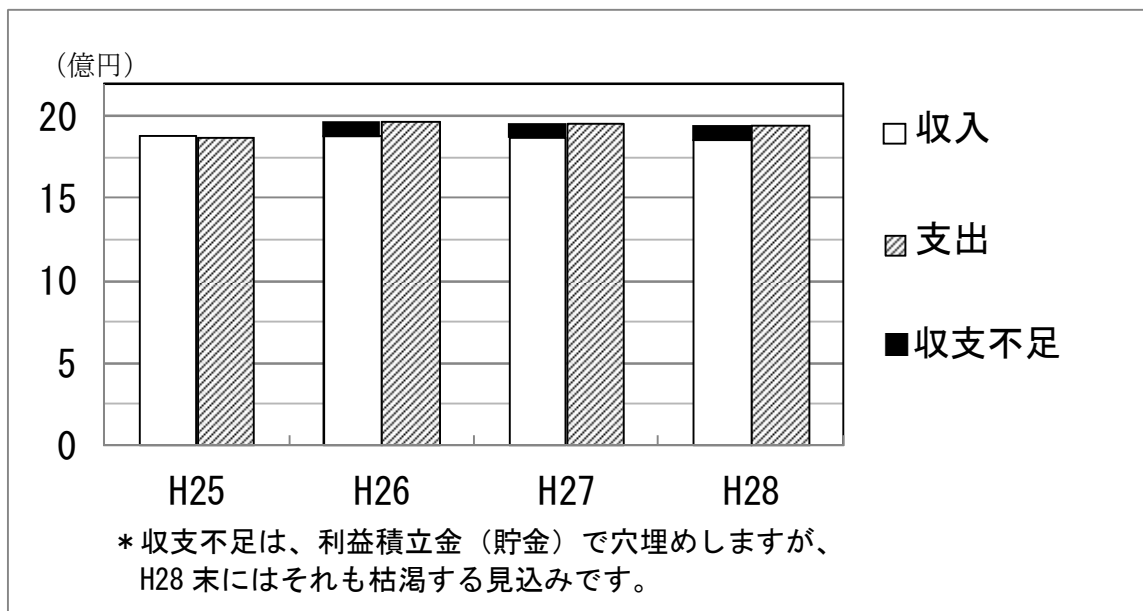
また、給水収益についても、料金値上げに伴う節水意識の高まりから、使用水量が減少し、値上げの効果が十分に得られない可能性があります。

(5) 経営の点検と定期的な料金水準の見直し

本市水道事業はこれまで、施設規模のダウンサイジングや職員数の削減、業務の見直しなどにより経費の節減に取り組んできましたが、こうした努力だけでは、今後の厳しい経営状況を乗り切ることができないと判断し、水道料金を平成25年3月使用分(4月請求分)から平均16.7%値上げすることとしました。

ただし、今回の料金改定は、市民負担を極力抑えるために、算定期間の収支不足に水道事業の貯金を活用するなど、必要な経費全てを料金で回収できるまでには至っていません。(グラフー11参照)

グラフー11 収益的収支の見込み



こうしたことから、今後も経営の点検と更なる経費の節減に努める一方、概ね4年ごとに料金の見直し作業を行います。

また、本計画期間内の収支に大きな影響を与える受水費については、その供給単価が適正に設定されるよう、西部企業団の構成団体の一員として、これまで同様、同企業団の経営状況を常に確認していきます。

なお、経営状況や本計画の点検・見直しについては、庁内組織である『水道経営会議』に諮った上で計画に反映させることとし、その内容については、市水道事業運営委員会へ報告するほか、市ホームページなどで公表します。

(6) サービス向上の取り組み

水道事業のサービス向上のために、市民や事業者の皆さまからのご意見を広く募り、本計画や事業運営に反映できる仕組みを検討します。

また、今回、水道料金改定に関する意見交換会やパブリックコメントに寄せられたご意見などについても、今後の事業運営に反映できるよう検討します。